

(件 名) 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について

(陳情の要旨)

日頃は、志布志港の発展のために、格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

志布志港は、国際バルク戦略港湾にも指定されており、我が国の大消費市場や主要な工業地帯と海上輸送で直結されており、東南アジア等と最短距離にあるなど、位置的に優れた条件を備えています。また、背後圏に我が国有数の畜産地域である鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域を抱え、当地域の産業に必要な不可欠なインフラとなっています。

我が国の港湾観光行政に目を向けますと主要政策の一つにクルーズ船の受入拡充があります。世界的なクルーズ人口の増加に伴い、2015年に我が国へクルーズ船で入港した外国人旅客数は、前年比2.7倍の111.6万人に達しました。クルーズ船の我が国港湾への寄港回数は1,400回を超え、特に10万トン以上(2千人から4千人超乗り)の大型クルーズ船の寄港は前年比2倍の304回へ増加しています。

鹿児島県では、2015年の外国船社クルーズ船の鹿児島港寄港回数は、全国第7位の53回に上り、訪日外国人入込客の観光消費額は291億円に上りました。2016年も118回の寄港が予定されており、鹿児島県とその周辺地域が持つ魅力ある観光資源が訪日外国人にとって高く評価されていることを示しています。

しかしながら、鹿児島港寄港に経済効果のほとんどは鹿児島市内を中心とした薩摩半島に限定されており、大隅半島は皆無に近いものがあります。

大隅唯一の志布志港旅客船埠頭は、岸壁水深が-7.5mであり10万トンクラスのクルーズ船が一般的に必要なとする岸壁水深-10m(10万トン超のクルーズ船では-12m)に満たないことから、大型クルーズ船の寄港が不可能となっています。クルーズ需要に対応した観光振興による地域の活性化および活力維持に資するため、時代の変化に応じた港湾基盤の整備拡充が必要になってきております。

当地域は、日南海岸国定公園や霧島ジオパークエリアを始めとした豊かな自然環境や景勝地、大慈寺や弥五郎どん祭り等の有形無形の文化遺産、内之浦宇宙空間観測所や鹿屋航空基地史料館等の観光学習施設、ブランド牛や鰻等の安全安心かつ特色ある第一次産業群といった観光資源を豊富に有しています。さらに今後は周辺道路の整備により、志布志港を起点とした鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域へのアクセス向上が期待されます。

つきましては、大隅半島を中心とする鹿児島県東部地域、宮崎県南部地域の活性化発展のために、大型クルーズ船に対応した志布志港旅客船埠頭の整備拡充および必要な施策の積極的な推進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(件 名) 嘉徳海岸侵食対策事業の見直しを求める陳情

(陳情の要旨)

嘉徳集落では台風により集落前海岸が浸食したとして、全長 530メートルの護岸を設置する計画であるが、嘉徳海岸の環境影響調査が十分にされたとは言えず、後生の海岸に重大な影響を与える恐れがある。現在進行中の「浸食対策事業」を精査し、海岸自然環境に負荷を与えない計画となるよう、抜本的に事業の見直しを求める。

(陳情の理由)

- 1) 奄美大島本島においても天然の海岸（構造物が無い）は、大変稀少な存在となっている。
特に嘉徳海岸は、珊瑚礁に囲まれていない黒砂の砂浜海岸であり奄美群島内でも非常に珍しい。
観光客が目にするインターネットの情報サイトでも、「護岸が無い珍しい海岸」、
「自然のままが素晴らしい」などと評されていることは、離島の自然海岸が地域の観光産業における重要な財産であることを物語る一例である。この景観を保全して世界遺産のバッファゾーンとしての価値がある。また、海岸砂丘では縄文遺跡が発掘され嘉徳式と名付けられた土器が出土していることから、考古学や民俗学的な立場からも山から海へのつながりを原資のまま保全する意義がある。
- 2) 環境省のホームページでは、「生物多様性の観点から重要度の高い海域である」とし、キュウシュウナミノコ、ワカカガミなど特徴的な貝が存在することが知られているとある。山と里と海のつながりは、世界自然遺産に登録推進する上での包括的管理にも影響する。
また、嘉徳海岸にそそぐ嘉徳川には絶滅危惧種に指定されている「リュウキュウアユ」が遡上する。リュウキュウアユは、河川改修や海岸整備事業による海岸地形の平坦化を原因として、沖縄県内ではすでに絶滅している。リュウキュウアユの自然個体は、世界中で奄美大島だけに棲息するのであり、奄美大島内でも太平洋側と東シナ海側での個体では、その進化の過程で亜種となっていることがわかっている。
- 3) 嘉徳海岸は、ポケットビーチの地形的条件において湾内の砂の量は一定であることから、湾内の別の場所に砂が堆積していると推測できる。2017年2月現在では、一昨年の台風で流出したとされる砂が戻りつつある。
自然海岸に構造物を構築する副作用は全国の事例で見ることが出来る。嘉徳地勢を考慮して、多角的な角度から専門家などに意見を求め、慎重に事業計画を再考するべきである。

(件 名) 嘉徳海岸侵食対策事業の早期実施について

(陳情の要旨)

県議会議員の皆様におかれましては、かねてから県政発展のためにご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、嘉徳海岸は、瀬戸内町の東の端に位置し、現在世帯数15世帯、人口22名の集落にある自然豊かな海岸です。

これまで、私たち集落民は、この嘉徳海岸と嘉徳集落を先祖代々から受け継ぐ財産として将来へつないでいくため、結の精神と絆を持って集落民一同で協力し守り続けてきました。

しかし、平成26年10月に襲来した二つの台風により、私たちが大切に守り続けてきた砂浜と砂丘が侵食を受け背後の民有地(畑)が流失をしました。

このため、瀬戸内町役場により、大型土のうによる応急対策が行われましたが、先祖が眠る墓地から十数メートルのところまで海岸侵食が迫っている状況です。

海岸の自然環境を守ることも大事ですが、このような状況の中で、私たち集落民は台風の度に生命と財産を脅かされ、台風接近時には先祖を大切に思う思いから遺骨が流出しないよう墓地から遺骨を公民館へ避難させ、不安と心配で眠れぬ夜を過ごすなど、心休まらない日々を送っています。

私たち嘉徳集落民は、集落に暮らし、将来にわたり集落を存続させ、次の世代へこの嘉徳の土地を引き継いでいきたいと願っています。

つきましては、私たち集落民の願いと想いを尊重していただき、集落民が安心安全な暮らしを送れるよう、その人命と財産を守るための施設を早急に整備して下さるよう切に願い陳情いたします。

記

- 1 嘉徳集落住民の人命と財産を守るため、海岸侵食施設の整備を早急に行うこと。
- 2 嘉徳集落住民の安心安全な暮らしを確保したうえで、自然環境対策は行うこと。

(件 名) 鹿児島県総合体育館等の体育施設建設について

(陳情の要旨)

2020年はオリンピック、同年に国民体育大会鹿児島大会の開催が予定され、現在、鹿児島県においては県立体育館・ドーム球場、一方、鹿児島市においては、サッカー場の施設建設が、鋭意検討されていると伺っております。

ついては、その建設・整備地として、旧郡山町（土地開発公社）が企業誘致の目的で取得、造成した土地（鹿児島市郡山岳町1115番地8外、約16ha）を活用して下さるよう陳情いたします。

〈これまでの経過等〉

平成16年11月に鹿児島市と合併した旧郡山町（現在の鹿児島市の郡山地域）の西側に、約16haのまとまった未利用地があることから、この土地を活用して、県立体育館等の施設整備を要望するものです。

この用地は、現在、大阪市に本社がある積水樹脂(株)の所有地となっておりますが、平成10年に、旧郡山町（土地開発公社）において企業誘致として地域をあげて取り組み、用地を取得、造成し、当社へ譲渡された土地であります。

また、企業立地について、平成8年に鹿児島県庁で、当時の須賀鹿児島県副知事の立会いのもと、積水樹脂(株)と旧郡山町との間で企業立地協定の締結が行なわれ、県においても周辺の道路整備などを行っていただいたところであります。

しかし、当時の経済状況の大きな変化などから、企業の進出が実現せず、現在、積水樹脂(株)所有の遊休地となっております。

このようなことから、積水樹脂(株)としては、この用地のこれまでの取得の経緯等をふまえ、県や市の地域活性化につながるための活用ができればとの意向が示されているところです。

なお、この場所は、市内中心部から30分程度の位置にあり、国道3号、現在、進められている西回り自動車道等からもほど近い場所にあります。

また、現在、川内原発の有事の際の避難経路、方法等が問題となっておりますが、この場所は川内原発から直線で30km（UPZ）圏外の隣接した位置にあり、有事の際の避難場所としての体育関連施設の機能を併せもつインフラ整備も考えられることから、これらが実現しますと、県全体の利益に資するとともに、県民、市民の理解も得られるのではないかと考えております。

このようなことから、現在、鹿児島県において検討されている鹿児島県総合体育館と、鹿児島市において検討されているサッカー場との一体的な施設整備をはじめ、川内原発の有事の際の避難施設を併せもつ施設整備を渴望しているところです。

つきましては、鹿児島市及び九州電力(株)等とも協議を進めていただき、この構想実現に向けて御検討を賜われますようここに陳情いたします。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書

(陳情の要旨)

私ども県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」に基づき、これまで新総合体育館等の必要性を県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。

その後、三反園知事が就任され1年が経過しました。新総合体育館等建設の問題は、現在、大規模スポーツ施設のあり方を検討する委員会が設置され、本年6月第1回検討委員会が開催されました。

報道によりますと、会に先立ち三反園知事からは、新総合体育館等を優先するよう要請があったとのことでした。また、委員からは新総合体育館等の整備に前向きな発言が多かったとのことでもあります。

検討委員会は、来年2月を目途に提言をまとめるとのことではありますが、提言には建設場所や完成時期については含まないとのことでもあります。

今回、検討委員会で前向きな発言が相次いだと言うことは、私ども県屋内スポーツ競技団体としましては、ようやく明るい兆しが見えてきたと嬉しく思います。

しかしながら、肝心の建設場所は新総合体育館等の規模や機能とも大きく関連してくるため、今後、最も重要な課題であります。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいます。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、また、大きなスポーツイベントを契機として新県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合絶好の機会であり必要不可欠なものと考えます。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、来来を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくり・文化の拠点となる新総合体育館等をできるだけ早く建設されることを県屋内スポーツ競技団体の総意として陳情いたします。

(陳情事項)

○ 総合体育館等の規模について

総合体育館等整備基本構想で示された規模を是非確保していただきたい。

(メインアリーナ棟、サブアリーナ棟、武道場棟)

(理由)

- ・ メインアリーナは、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
- ・ サブアリーナについては、全国・国際大会等を開催する場合は、ウォーミングアップや選手のコンディション調整のために、メイン会場に隣接したサブアリーナがあることを望む
- ・ 武道場棟については、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
- ・ 付帯施設も全国大会、国際大会に対応できる規模とユニバーサルデザインに配慮した施設を望む

○ 建設地について

鹿児島市内に設置していただきたい。

(理由)

- ・ 全国大会や国際大会等を開催する場合，選手，役員，観客等の宿泊や交通アクセスを考えると鹿児島市が最適である。
- ・ 大規模な大会では，近隣に主会場と同等規模の会場が必要，また，練習会場も近隣に必要なため，鹿児島市が最適である。
- ・ 県小学・県中学・県高校大会等では，離島からの参加も多く，物理的・経済的に考えた場合鹿児島市が最適である。また，奄美群島市町村長会，種子島屋久島振興協議会からも要請が出ている。
- ・ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会終了後のスポーツ振興を考えた場合，総合的に考え鹿児島市が最適である。

○ 建設完成年度について

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会までに建設を希望していたが，現状を考えると物理的に厳しいため，できるだけ早期に建設していただきたい。

(件名) 県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の県内設置への設置反対」を表明することについて

(陳情の趣旨)

経済産業省は本年7月28日、原発の運転で必ず発生する高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場選定に向け、「科学的特性マップ」を公表しました。処分場候補地となりうる地域は全都道府県に存在するとしていますが、中でも、海岸から約20*。の範囲を「輸送面でも好ましい」として処分場建設に「最適」と位置づけました。鹿児島県内では、「最適地域」を抱える自治体は36市町村にも上っています。

最終処分地選定と処分実施を直接担う原子力発電環境整備機構(NUMO)は、「最適地」を中心として「文献調査の受け入れにつながるよう丁寧な対話活動を実施する」との「対話活動計画」を策定し、立地実現に向けた取り組みを強化し始めています。南日本新聞は「秋以降に最適とされた地域で重点的に説明会を開き、候補地選定に向けた講査への理解を広げる」とより具体的に報道しました(7月29日付)。

私たちは、「核のゴミの発生源である原発をどうするのか」という大本の論議が、まずなされるべきであり、再稼働によって核のゴミを増やし続けることに反対しています。

「マップ」には火山噴火や断層の知見が十分反映されていません、地下300mに埋設するという「地層処分」の安全性は全く保証されていないと考えます。特に、7300年前の鬼界カルデラの噴火による巨大な幸屋(こうや)火砕流は「薩摩・大隈半島を覆い、堆積物を残し」「南九州の縄文文化と自然環境に破滅的なダメージを与えた」と専門家が指摘していますが(前野深・東大地震研究所『科学』2014年1月号)、「マップ」はこの知見を無視しており、致命的な欠陥があります。さらに11万年前の阿多カルデラ噴火、2万9千年前の始良カルデラの入戸(いと)火砕流、1万3千年前の桜島薩摩噴火などを踏まえると、県内に「適地」は存在しないことは明白です。

日本学術会議は、2012、15年の2度にわたり「高レベル廃棄物の処分について」などを公表しました。そこでは「我が国は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む位置にある沈み込み帯に位遣するため地層の安定性に対する懸念が払拭できない」「火山活動、地熱活動、隆起及び断層運動…の現象と地震動が地下水の流れに影響し、間接的に処分場の隔離性能を減少させる方向に変化させることが、最も大きな不安材料」などと指摘、いきなり「地層処分」するのではなく、当面は地上で「暫定管理」しながら、これ以上は核のゴミを増やさない「総量管理」を明確にするよう提言しています。このような見解を十分に考慮すべきです。

また、「マップ」で最適地とされた県内36市町村のすべてが受け入れ反対を表明しました。「農業や漁業などの1次産業、自然や食、観光への悪影響を懸念する声が最も多かった」と報道され、「交付金で潤っても住民幸福度が下がれば意味がない」との意見も紹介されました(南日本新聞8月8日付)。三反園知事も県議会や会見で度々「立地する意思は全くありません」と表明、5月17日には私たちへの公開質問状に対し鹿児島県としては立地の考えはない。反対ということです」と明言しました。

鹿児島県議会は、これら関係市町村の意向や知事の考えを十分に尊重し、県民のいのち・安全・安心を最優先するという立場から、「核のゴミ最終処分場の県内への設置反対」という意見表明をしていただきたいと考えます。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の鹿児島県内への設置反対」の意思を決議し、それを経済産業省、資源エネルギー庁および原子力発電環境整備機構（NUMO）に対して表明すること。

(件名) 嘉徳の価値ある自然海岸を残す事について

(陳情の要旨)

亜熱帯気候の奄美大島の中でも手つかずの秘境と呼ばれる最も美しい自然が残っている場所が瀬戸内町嘉徳海岸です。嘉徳の魅力や価値は奄美の中でも唯一護岸のない自然海岸が残っている事です。

その価値を大切に、自然海岸を残したいと思っている住民もいます。しかしながら、集落の住民は狭いコミュニティの中で暮らしているため声を出しにくいのが現状です。

集落の中で声を出すと島で暮らしにくくなる、はじめは仕方なく同意したがやはり護岸はらない、などの意見があります。

護岸ができた別の集落の方によると護岸をつくる時に大好きな自然が壊されていくのを見て自分の内蔵がえぐられるような気持ちになったもののそれでも反対意見は言えない、との話で胸が痛みました。

一度壊した自然は元には戻らないですし、人は豊かな自然に癒され健康を維持していけます。

嘉徳は山、川、海のすべてが揃い、自然の豊かさを楽しむ可能性が最もある場所です。

今、世界的に注目されているアドベンチャートラベルは何百兆円もの巨大市場で、2020年までに約46%の年平均成長率を見込んでいます。

アドベンチャートラベルとは、自然との関連性、異文化体験、身体的活動（アクティビティ）の3つの要素のうち少なくとも2つの要素を含む旅行形態と定義づけられています。

今から大きく伸びていくアドベンチャートラベルの可能性を生かすことが鹿児島県や奄美大島にとっても未来のある道ではないでしょうか。

台風21号では、最接近時に大潮の満潮が重なることから高波と砂浜の侵食を心配していましたが、嘉徳海岸には被害もなく砂浜の侵食もありませんでした。

台風22号は奄美大島を直撃しました。この台風で嘉徳海岸には非常に強い風と大きな波が押し寄せましたが、心配されていた砂丘の侵食もなく、逆に砂が戻り、砂丘が少し大きくなりました。

砂は戻ってきています。この状態でこの場所に護岸をつくることで逆に様々な被害が生じるのではないかと心配しております。

住民が本当に安心して健康に暮らし、集落を存続していくためにも、集落住民一人一人の意見や専門家の意見、これまでの事例の効果など調査していただきたく思います。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1, 地元への経済効果を高めるためにも、観光資源を残し未来を考えた持続可能である集落を目指すため、護岸建設を伴わない侵食対策を行うこと。
- 2, 集落存続の為にも日本の中で貴重な嘉徳の自然を保護したうえで、自然を活用した(アダンの植林など)安全対策を行うこと。
- 3, 嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会における議論を踏まえ、検討すること。

(件 名) 「核のゴミ最終処分場」の受け入れ拒否および放射性物質等受け入れ拒否に関する条例制定を求める陳情書

(陳情の要旨)

2017年7月28日、最終処分関係閣僚会議の確認を踏まえ、経済産業省は、高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた「科学的特性マップ」を公表しました。全国を4色4段階に区分し、鹿児島県内43市町村のうち36市町村が最適地とされ、そこに貴自治体も含まれています。

過去に高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設や最終処分場誘致の動きがあった西之表市と南大隅町、中種子町、十島村、宇検村などは、放射性核廃棄物の受け入れや持ち込みを拒否する条例を制定しています。

そこで、放射線による被害から県民の生命と生活を守る為に下記事項を陳情します。

記

- ① 「核のゴミ最終処分場」の受け入れ拒否および放射性物質等受け入れ拒否に関する条例を早急に鹿児島県で制定すること

以上の事につきまして、趣旨に御賛同下さいますようお願い致します。

(件名) 嘉徳海岸の侵食対策事業について検討委員会の再設置を求める陳情

(陳情の要旨)

- 1) 2017年度の嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会は現地踏査することなく、侵食の原因を正しく理解しておりません。本質的な問題を定義できておらず、結果的に建設的な議論が行われていないことが議事録から明白です。委員を選任し直し、第二次検討委員会を再設置しなければなりません。
- 2) 2016年に筆者が撮影した嘉徳海岸の写真3点を参照すると、嘉徳川が大きく蛇行して、南(両面右側)から北東方向(画面左側)に向かい海岸線に沿って砂浜を分断しているのがわかります。砕波は砂を陸側に押し上げて、汀段(バーム)が発達していることから、直接的な侵食原因は海の波が作用したのではなく、嘉徳川の大蛇行による流水により、集落と墓地前面の砂丘が削られたものであると判断できます。
従いまして、正面から来る高波や湾全体に及ぶ高潮を想定した侵食対策は適切ではありません。高さ6.5メートルの防波堤を設置する計画案は誤りであり、実施した場合には本格的な海岸侵食を招く恐れがあります。事業実施後の海岸変形を最小限に留めるために、専門家による十分な考察が必要です。そのための第二次検討委員会の設置を求めます。
- 3) 当該事業は国民の血税をもって行う公共事業であり、多くの人々が享受できる天然海岸を鹿児島県が有する貴重な資源として維持するよう努めるべきです。
ほとんどの河川が導流堤で固定された現在の我が国において、自然の在り方を示す嘉徳川と海岸を未来に資する価値があります。構造物の設置は全くしないという選択肢も含め、慎重に計画案を策定する検討委員会が必要です。
- 4) 嘉徳海岸の原始的な佇まいが離島観光における大切な景観であることを認識し、このような貴重な海岸を地域の財産として適切に維持することが未来に貢献することになります。計画案策定のプロセスに地域住民や海岸利用者が参加できることを要望します。
- 5) 地理的な条件において過疎化する集落が、故郷の美しい天然海岸をさまざまに活用する知恵を出し合うことができる良い機会でもあります。
「ふるさと創生」「地域おこし」に向けて、官民一体となって協働するための組織の核となりますよう、第三次委員会の設置を求めます。

嘉徳海岸を奄美大島が世界に誇れる天然資源として大切に次世代に継承し、有効かつ持続的に海岸を利用できますよう願ってやまないことから下記事項を陳情します。

記

1. 嘉徳海岸侵食対策事業について多角的な考察を行うため、海岸工学の専門家を含む第二次検討委員会を設置し、真の侵食原因を追究して対策をゼロベースから検討し、計画案の実施後における海浜の経年変化を含む十分な考察を行うことを求める。
2. 計画案を策定するプロセスに市民が参加できることが望ましく、市民からの意見や提案、そこから考察される地域ニーズが計画案に十分に反映されることが重要であることから、嘉徳集落住民の合意形成を行い、より良き地域創生を目指すワーキンググループとしての第三次検討委員会の設置を求める。

(件名) 嘉徳海岸の護岸整備をあと数年保留する陳情書

(陳情の要旨)

私どもは嘉徳海岸における過去15年間にわたる砂の流出問題について、関心をもっている奄美の自然保護団体です。嘉徳海岸は奄美で唯一、奄美振興開発事業関連の護岸が造られなかった海岸です。有史以来大量の砂が嘉徳川から運ばれ大砂丘が形成され、集落は高波等の被害を免れて、海岸線の保全が維持されてきました。

しかし、10数年前から、旧住用村・青久沖で、海砂採取事業がおこなわれると、青久から数キロ離れた、嘉徳海岸沖でも海砂採取が行われていました。嘉徳集落の方々も採取船を目撃しており、衆目の知るところです。しかし、嘉徳海岸の砂が激減し始めてからここ4・5年は、採取行為はないようです。

さて、私どもの会は、一昨年県議会へ過去10年間の海砂採取事業で嘉徳海岸の砂丘が痩せ細り、嘉徳集落への侵食被害の原因と考えられるので、海砂採取事業をやめさせるように陳情しました。しかし、県議会側は、2014年の二つの台風により、集落の墓地の下の砂を抉り取ったもので、海砂採取との関連性は考えられないとの結論でした。

その後、県は、2017年度より保全対策として、波返しの護岸を530メートルに整備をするようになっていましたが、環境団体から自然工法方式の提案を受け、『嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会』を設置、行政機関や地元住民ほか、海洋生物学、海洋工学、奄美の動植物に詳しい専門家7名に対策を協議させました。この対応については高く評価いたします。

さて、一回目の協議会で、侵食の原因につながる海底調査資料等の依頼などがありました。3回の協議の結論は、『何もしないという選択枝もあったが、地元集落の意見を聞くと、そうもいかない』と、180メートルの護岸堤を砂で覆う自然工法に落ち着いたようです。

しかし、ここ3年間で、大雨時に河口から沖合に堆積した砂が波の力で海岸線に揺り戻されています。一番危険箇所とされている墓地の下も大量の砂が回復し、波打ち際までの砂幅(90m)を広げ、台風の大波も届かない現状です。2017年の二つの接近した台風でも被害なくクリアすることができました。サーファーの皆様も沖合の砂の増加で安心して波を楽しめると喜んでいます。このまま構造物を造らないで、さらに数年経過すると、元の嘉徳海岸の風景が少しずつ戻ってきますので、コンクリートを覆うカムフラージュをやめて、巨額の税金を投入する護岸整備は思いとどまってもらいたい。下記、陳情いたします。

記

1. 嘉徳海岸の保全のための護岸堤整備は、あと数年保留すること。

(件名) 旧山田橋の解体撤去工事の留保について

(陳情の要旨)

旧山田橋は築90年、凱旋門に繋がる地域住民の宝として、地区住民の足として、長年地域住民に親しまれてきました。新山田橋架設に伴い、車道橋としての役目は終えています。旧山田橋は地域を繋ぐ住民の足として役目は終えていません。旧山田橋から凱旋門への道の路傍には、西郷どんにちなむ「腰掛け石」もあります(別添資料1参照)。

始良市が管理責任を負わないことから、直にでも解体工事が始まると聞き及んでおります。しかし旧山田橋が解体されることでの様々な問題について論議が尽くされたとは言えず、未解決のまま解体されることは禍根を残します。

第一に旧山田橋は新山田橋が架橋された今もなお人道橋として地域の足となり、旧くから山田町に居住していた私共住民、通学児童の足となっています。

第二に新山田橋の自歩道は住宅地(旧山田橋側)の反対側であり、勾配も急で幅員も狭く(≒1.8m)、通学児童や保育園を利用する子どもは車道横断を迫られ、交通事故の危険に晒されます。将来車椅子のお年寄りの利用にも不向きであり危険です。

第三に旧山田橋自体、新馬場通りから凱旋門に結ばれる地域に親しまれ愛されて来た歴史遺産であり、橋に刻まれた意匠自体他にない貴重な歴史遺産です。沿線には今日的価値である西郷どんの「腰掛け石」もあり、地域を超えた鹿児島県の宝です。また始良市及び鹿児島県としての観光資源としての価値論議が不十分です。

第四に架橋90年を経た旧山田橋の耐用年数が議論されていますが、近年の北薩地震にも耐え、補強工事も行われ、人道橋としての残すことに問題はなく、旧山田橋上流の二つの堰も含めた洪水時の流れの検討もなされていません。流木対策としての柵工も陳情者として提案しています(別添資料2参照)。

以上のように、旧山田橋を人道橋として残し、凱旋門や沿線の西郷どん「腰掛け石」と一体のものとして山田地域の、また、始良市としての歴史遺産として残すことが住民の安全と地域の活性化につながります。これは基本的に県の責務と考えます。地域住民の8割方は旧山田橋の保存を求めており、さしあたって県による旧山田橋の解体撤去を留保し、地域住民、始良市との対話と意思疎通を尽くしていただきたいと考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 県による旧山田橋の解体撤去を留保すること。
- 2 旧山田橋のあり方について、早急に地域住民、始良市との対話と意思疎通を尽くすこと。県内外の学識経験者の意見も聞くこと。

(資料添付省略)